

giraffe ギフトカード約款

第1条(目的)

本約款は「giraffe ギフトカード(以下「ギフトカード」といいます。)」の利用について規定するものであり、株式会社スマイルズ(以下「当社」といいます。)とギフトカードの利用者(以下「お客様」といいます。)の間の取引に適用されるものとします。

第2条(利用可能な店舗)

ギフトカードは当社の運営する giraffe 直営店での物品のご購入のみにご利用いただけるものとします(当社通信販売ではご利用いただけません)。なお giraffe 直営店の所在地につきましては当社ホームページをご覧ください。各店舗へお問い合わせください。

第3条(物品の購入)

1. ギフトカードを利用して物品をご購入される場合はレジにて店頭スタッフまでギフトカードをお渡しください。ギフトカードに記載されている額面を上限とするお支払いにご利用いただけます。
2. ギフトカードに記載されている額面金額と物品の価格との差額は返金いたしませんのであらかじめご了承ください。
3. 額面を超える価格の物品に関しては、差額分を現金または当社の指定するお支払方法によりお支払いいただくことにより購入することができるものとします。
4. 一回の物品の購入に複数のギフトカードをご利用いただくことができます。ただし、その場合も、第2項の規定が準用されます。

第4条(換金の禁止)

事由の如何を問わず、ギフトカードは換金することはできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりギフトカードの取り扱いを全面的に廃止する旨を決定した場合は、お客様は法令および当社が定める方法に従いギフトカードをご提出いただくことにより記載額面の払い戻しを受けることができます。

第5条(再発行)

ギフトカードは紛失または盗難された場合であっても、払い戻しまたは再発行はできません。

第6条(不正な取得・利用等)

1. 次のいずれかに該当する場合はギフトカードのご利用をお断りします。
 - ①お客様が不正な方法によりギフトカードを取得し、または不正な方法により取得されたギフトカードであることを知って利用した場合
 - ②ギフトカードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合
 - ③本約款に違反した場合

④その他、ギフトカードに不正が認められた場合

2. 当社は、前項各号の事由の調査のため、お客様のギフトカードをお預かりすることができるものとします。
3. 第1項各号のいずれかに該当する場合、当該ギフトカードは失効するものとし、当社は、ギフトカードの交換、再発行または払い戻し等には一切応じません。
4. ギフトカードの不正な取得、利用等が各店で散見された場合、一時的にギフトカードの利用を停止させていただく場合があります。

第7条(ギフトカードの有効期間)

1. ギフトカードの有効期間は、発行日より半年間とします。ただし、当社はギフトカードの発行時に、有効期間を別途定めることができ、その旨が記載されたギフトカードには、その有効期間が適用されます。
2. 有効期間を過ぎたギフトカードは、失効するものとし、ご利用はできません。

第8条(質権等担保権設定の禁止)

ギフトカードを質権等の担保に供することを禁止します。お客様が本規定に違反した場合、当社は一切責任を負いません。

第9条(約款の変更)

1. 本約款は、予告なく変更される場合があります。本約款の変更および改訂は、当社ホームページ上に告知した時点で効力を生ずるものとします。
2. 約款の変更後の利用によって、お客様は変更された約款に同意したものとみなします。

第10条(裁判管轄)

当社とお客様は、本約款に基づく取引に関する一切の紛争について、第一審の管轄裁判所を東京簡易裁判所または東京地方裁判所とすることに合意します。

2016年11月12日 制定

株式会社スマイルズ giraffe 事業部

ギフトカードの利用、その他本約款に関するお問い合わせは、お近くの giraffe 直営店へお寄せください。